

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成23年12月16日
開会時刻	午前11時34分
閉会時刻	午後0時3分
出席委員名	◎広耕太郎 ○岡田善行 辻 孝記 山根隆司
	品川幸久 小山 敏 工村一三 山本正一
	世古口新吾
	西山則夫 議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中野 諭
協議案件	消防本部庁舎建設に係る倉田山公園整備その後の経過について
説明員	消防長、都市整備部長、消防次長、都市計画課長
	その他関係参与

☆協議経過並びに概要

広委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「消防本部庁舎建設に係る倉田山公園整備その後の経過について」都市計画課長から説明を受け、若干の質疑を行った後、協議会を閉会した。

(開会 午前11時34分)

◎広委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

それでは会議に入ります。

本日、御協議願います案件は、「消防本部庁舎建設に係る倉田山公園整備その後の経過について」でございます。

それでは、当局から説明を願います・・・都市整備部長。

消防本部庁舎建設に係る倉田山公園整備その後の経過について

●宮田都市整備部長

本日は、定例会開会中の大変お忙しい中、産業建設委員会に引き続きまして産業建設委員協議会をお開きいただきまことにありがとうございます。

本日、御説明申し上げます案件は、都市整備部から消防本部庁舎建設に係る倉田山公園整備その後の経過でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので何とぞよろしく願いいたします。

◎広委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

それでは、消防本部庁舎建設に係る倉田山公園整備その後の経過につきまして御報告申し上げます。

資料を御高覧賜りたいと存じます。

このことにつきましては、先月の11月25日に開会いただきました産業建設委員協議会におきまして、伊勢市都市マスタープラン、地域防災計画等、上位計画及びその関連計画における倉田山公園の位置づけにつきまして御説明申し上げ、スケジュールの関係

上、早々に、都市整備部におきまして、倉田山公園整備事業として、都市計画の変更図書作成に必要となる測量・公園計画全体構想、及び当該公園整備基本設計を実施いたしたく、これらに要する経費については、12月2日に開催する伊勢市都市計画審議会で、都市計画公園の区域変更について、あらかじめ御意見を伺い、市議会に御報告・御相談の上、進めてまいりたいことを御報告申し上げます。

本日は、その後の経過といたしまして、消防本部庁舎建設に伴う倉田山公園の区域変更への伊勢市都市計画審議会の考え方につきまして御報告申し上げ、都市整備部としての今後の対応につきましての考え方を御説明申し上げたいと存じます。

資料1 ページを御覧ください。

公園区域変更にかかる伊勢市都市計画審議会の意見についてでございます。

都市計画審議会におきまして、幅広く御議論いただきましたが、消防本部庁舎建設に伴う倉田山公園の区域変更については「異存なし」、都市計画の変更手続きを進めても良いとの結論をいただいたところでございます。

なお、整備の検討を進めるにあたっては、できる限り緑地の保全等、自然環境の保全についても、考慮願いたい。また、非常に関心をもって見守ることとしたいので、今後の進捗について、都市計画審議会に随時報告をいただきたいとの要請があったところでございます。

都市計画審議会からいただきました配慮要請事項につきましては、市といたしましては、充分検討し、できる限りの配慮をして参りたい、そのように考えているところでございます。

次に、参考資料の説明をさせていただきたいと存じます。

2 ページをお開きください。

消防本部庁舎建設候補地の位置で、周辺にあります教育施設等との位置関係でございます。御高覧いただきたいと存じます。

3 ページは、平成16年3月版のマグニチュード8.7で東海地震、東南海地震、南海地震が同時発生したときの津波シミュレーションでございます。

4 ページは、三重県から平成23年10月に出版された速報版のマグニチュード9.0で東海地震、東南海地震、南海地震が同時発生したときの津波シミュレーションでございます。

5 ページは、東海・東南海・南海地震による液状化の危険度。

6 ページは、東京大学出版会から出版されております活断層の位置図

7 ページは、宮川洪水ハザードマップ。

8 ページは、五十鈴川洪水ハザードマップであり、これらを重ね合わせますと、本市の防災拠点となりうる候補地は限られているというのが現状でございます。

次に、9 ページをお開きください。

都市計画公園変更に必要となる土地利用計画図作成の基本的な考え方を示します現

在検討しております全体構想のゾーニング案でございます。

緑色の区域が都市計画決定されている約 23.2 ヘクタール公園区域でございます。白色の点線が、都市公園として供用している区域で、図上計測で、およそ 8.38 ヘクタールあります。

茶色の実線が未供用区域であります。

消防本部庁舎建設候補地でありますDゾーンは、防災活動の拠点とし、Aゾーン、Bゾーン、Cゾーンにつきましては、資料記載のとおり、平常時は野球を中心とするスポーツ施設、公園利用者の駐車施設に、災害時には避難場所あるいは防災関連機関の活動拠点とする構想であります。

また、Eゾーンについては構想中であり、将来、多目的広場等防災関連施設にいたしたいとそうように考えているところでございます。

次に、10 ページをお開きください。

国土交通省がイメージしております防災公園と施設の活用例でございます。

御高覧いただきたいと存じます。

次に、11 ページをお開きください。

都市公園法に規定されております公園施設の一覧でございます。太い黒枠は社会資本整備総合交付金の対象となるもので、現在検討している体験学習施設、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、発電施設等防災関連施設は、今後、国土交通省との詳細な協議が必要となりますが、交付金対象施設になっているところでございます。

次に 12 ページをお開きください。

倉田山防災公園の施設建築物の検討、配置計画のイメージでございます。

消防本部庁舎は、建設敷地面積を 2,700 平方メートル程度といたしているところでございます。

建築物の内容、規模につきましては、市議会に御相談申し上げ協議の上、決めていくこととなりますが、消防本部庁舎建設敷地につきましては、公園区域からの除外が必要となります。消防本部庁舎の建設敷地は、公園区域の除外区域となりますことから、伊勢市都市計画審議会の同意を得て、都市計画で定めていくこととなりますが、先ほど御報告申し上げましたとおり、12 月 2 日に開催いたしました都市計画審議会におきまして、都市計画の変更手続きを進めても良いとの御判断をいただいたところでございます。

現在、消防本部庁舎の建築面積は、模式図にありますように、本部庁舎 600 平方メートル程度、車庫棟 1,000 平方メートル程度として、検討を進めているところでございます。

体験学習施設は公園内への建設とし、500 平方メートル程度を考えており、本部庁舎とひとつの建物として整備いたしたく、国土交通省と協議しているところでございます。

駐車場につきましては、主に体験学習施設利用者のためのものとし、60 台程度確保いたしたいと考えているところでございますが、都市計画審議会からはなるべく自然を

残したほうが良いとの御意見をいただいたところであります。

なお、建築確認につきましては、車庫棟を含みます消防本部庁舎、公園施設の体験学習施設を一体の建物であるとして、模式図にある範囲を建築敷地として申請してまいりたいとそうように考えているところでございます。

次に、13 ページをお開きください。

消防本部庁舎建設候補地及びその周辺の現況地盤高でございます。

14 ページは、園路、施設建築物、駐車場の配置計画検討案でございますが、検討区域の中は、かなりの高低差があり、都市計画決定図書作成には、現況測量及び造成設計が必要となってまいります。

市といたしましては、今後、市議会の御了承を得て、現況測量を行い公園造成の基本設計を進め、区域の確定を行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

繰り返しになりますが、12 月 2 日開催の伊勢市都市計画審議会におきまして、消防本部庁舎建設に伴う倉田山公園の区域変更につきましては、非常にタイトなスケジュールではありますが、平成 28 年 5 月 31 日までに消防行政無線をアナログからデジタルに切り替えなければならないことなど、消防行政のおかれている立場をよく御理解いただき、都市計画の手続きを進めていくことにつきまして御了承をいただいたところでございます。

市といたしましては、早急に、現況測量及び造成設計を行い、財務省、国土交通省、三重県等、関係機関との協議を進め、平成 24 年 4 月下旬頃までに、倉田山公園の都市計画変更に係る図書の作成を行わなければ、平成 27 年度内完成のスケジュールにはのらないと考えておりますので、何とぞ、御理解いただき、御配慮賜りますようよろしくお願い申し上げます。

15 ページは、都市計画決定への主なスケジュール案でございます。市民、関係各位の御理解・御協力を得て、平成 24 年 9 月中旬には都市計画決定を行いたいとしておりますところでございます。

16 ページは、事業の主なスケジュール案でございます。

平成 25 年度から社会資本整備総合交付金を活用いたしたく、国の平成 25 年度予算要望時期にあたる平成 24 年 5 月までに、国土交通省社会資本総合整備計画の作成を行いたいと考えているところでございます。

都市整備部といたしましても、倉田山公園に消防本部庁舎を建設し、期限内に効率よく消防行政無線のアナログからデジタルへの切り替えを行うには、非常にタイトなスケジュールで公園整備等を進めていかなければならないと強く認識をいたしており、財務省・国土交通省はじめ、関係機関・関係各位の御理解・御協力をいただき、スピード感を持って進めなければならない状況におかれていることにつきまして、是非ともご理解賜り、何とぞ、御協力・御支援のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に 17 ページをお開きください。

倉田山公園整備に活用いたしたく、国土交通省と協議をしております社会資本整備総合交付金の仕組みでございます。

御承知のとおり、平成 22 年度に、従来、道路・治水・まちづくり・下水道・公園など個別にありました補助金が統合され、活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援の 4 分野それぞれに、基幹事業、関連社会資本事業、効果促進事業を組み合わせ自由により事業を実施することが可能となる社会資本整備総合交付金が創設されたところでございます。また、平成 23 年度にはその 4 分野が統合されたところでございます。

現在、消防本部庁舎建設に対しましては、所管する総務省に補助メニューがないことから、倉田山公園を消防本部庁舎と一体となった防災公園として整備することで、消防本部庁舎及び関連施設整備に要する経費の一部に国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用いたしたく、国土交通省と協議を行っているところでございます。

最後に、今後の対応についての考え方でございます。

繰り返しになりますが、市といたしましては、早急に、現況測量及び造成設計を行い、財務省、国土交通省、三重県等、関係機関との協議を進め、平成 24 年 4 月下旬頃までに、倉田山公園の都市計画変更に係る図書の作成を行い、スピード感を持って、基盤整備を行わなければ、期限までに効率よく消防行政無線のアナログからデジタルへの切り替えができないと強く認識をいたしているところでございます。

消防本部庁舎建設地選定につきましては、この後、12 月 19 日に所管の総務政策委員協議会におきまして御協議願うこととなりますが、倉田山公園への建設は、本来ならば、都市整備部といたしましては、もう 1 年事業期間が欲しいところではございますが、市といたしまして平成 27 年度内に完成させなければならないという極めて、極めてタイトなスケジュールであり、市としてこのスケジュールにのせるには、都市計画課におきまして、一刻も早く、都市計画の変更図書作成に必要となる現況測量、公園計画全体構想及び当該公園整備基本設計に着手させていただきたいとの強い思いで一杯であり、議会の皆さまに対しまして、是非とも、これらに要する経費についての早期予算案提出をお認めいただきたいと、強く強く懇願するところでございます。

何とぞ、市民の安心安全のため、市のおかれている苦しい状況を、御察知、御理解いただき、最大限の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、消防本部庁舎建設に係る倉田山公園整備その後の経過につきまして、御説明申し上げます。

何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎広委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか・・・品川委員。

○品川委員

ここにおる委員の3人は都市計画の委員でありますので、まず最初の文言で異存なしと書いておりますけれども、これは仕方なく認めるだったと思いますので、そういうことはちゃんと書いていただきたいなと思います。

そしてもう1つは都市計画審議会の中では、サブグラウンドを新しく造るということが出されなかった。その上で緑地についてはできるだけ残してくださいよという都市計画の委員からの意見がございましたので、そここのところで、後々もめることのないようにしていただきたいなと思っております。まずそれだけは申しておきます。

それとですね、この9ページですね、9ページに書いてあるので、23号線のほうに消防車、救急車が出動するという事は非常にいいんだと思うのですが、逆に反対側ですね、反対側のほうに緊急自動車が出たときに黄色のラインを通っていくと思うのですが、当然大会になりますとこここのところが車で渋滞しておるわけなので、この道路幅の幅員を広げるとかそういうふうな考え方はあるのでしょうか。

◎広委員長

課長。

●谷口都市計画課長

今から測量をして基本設計をするというようなことでそこで初めてどれぐらい道路幅を拡幅できるのかというのを詳細に検討に入ることではできると考えております。いずれにいたしましても災害時の活動拠点であるということでございますので、大型車両に対応できるような舗装の打ち換えとか、そんなのは必要になってまいります。ただしあくまでも主役は公園でございますので、その活用の仕方につきましては公園の設計を進める中で緊急車両の経路を含めまして検討してまいりたい。

それと幅員につきましても園路の横断構成、その辺を検討してまいりたいとそうように考えているところでございます。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

甲子園なんかの大会になりますとね、この道路のところに不法駐車といいますか、車をどンドン止めておるので、そこら辺のこともきっちり考えて対処をしていかないと救急車が出動したときに車があって行けないというようなことも出てくるので、そこら辺のことはしっかりと考えていただきたいと思います。

それとですね、ちょっと危惧するところは、大会中にサイレンを鳴らして出動せないかんということが、非常にちょっと、プレーをしておる子供たちには非常に影響があるのかなと思うのですが、そこら辺の考え方だけ教えてください。

◎広委員長
消防次長。

●大西消防次長

消防車・救急車は当然緊急走行時にはサイレン吹鳴と赤灯というのは、これは法令上定まっておりますのでどうしても止めることはできません。それで今、公園道路のほうで御質問をいただいておりますが、公園道路を使う場合と23号線へ出るケースというのは多々ありまして、公園道路を使いまして、下の河口外科さんのほうにおりていく長さが大体400メートルぐらいということで、その間、当然サイレンの吹鳴で影響はないとは言いきれません。あとそれを、ちょっと検討中でございますけれども、例えば神田久志本のほうに出場する場合に、まず23号に出まして、それを右折する。松尾観音の下の道路の交差点を右折ということで距離が大体800メートル、400メートル差になります。時間にしますと当然公園内の道路は交通事故等に注意しなければなりませんので当然速度も上げられません。23号を通りますとその分スピードも上げられるということで時間差にして20秒ぐらいかと今の考えをもってございまして、その辺出場態勢も含めまして公園の道路整備とあわせまして、なるべく影響の少ないような方向で検討させていただきたいとこのように思っています。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

非常時は1秒2秒を争うので、なかなかその時にならんと判断はつかないと思うのですが、いろんなことも考えて取り組んでもらわんといけないなあということだけは、ここで申し上げておきます。結構です。

◎広委員長
他に御発言はございませんか・・・辻委員。

○辻委員

14ページの図面で、前回の産業建設委員協議会のほうでは、この図面は示されておりませんので、先日都計審の傍聴をさせていただきました。その時にちょっといろいろ

と資料も見せてもらったのですが、道路の位置が変更されているというふうに見受けられるのですが、変更される前、要するにその前の13ページを見ますと、高低差があるということで都計審でもちょっと議論になっておりましたが、勾配が相当きついというふうな話があったのですが、その辺はどんなふうに理解させてもらったらいいのか。それでその勾配はどこまで許されるのかちょっとお聞きしたいのですが。

◎広委員長

課長。

●谷口都市計画課長

このあたりが、まだ詳細なレベルの測定をしていない。それから設計、造成計画の大きさですね、その周辺、今園路であるところの高さをどの程度に設定していくのか、それが今後の課題というふうな形になっております。

現在。これ単純にいきますと18.3と13.7でございますので、4.6メートルぐらいの高低差があるというふうなところになっております。これが約100メートルでございますので、4、5%の縦断勾配があると。それで今回あらかじめ設計をしなければならないというのが、その縦断勾配、それをどのように設定していくのか、なるべくそれは低く設定したいということがありまして、その造成高を詳細に検討して道路の配置、それから法面が出てくると、そのようなことがまいりますので、その辺も含めて都市計画区域を確定しなければ、図上では確定できないということで設計をして初めて詳細な区域の確定がするというふうなところで今思っているというふうなところでございます。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

今国道までの勾配が、4、5%の勾配になっているというふうな話をいただきましたけれども、この図面、あの時も思ったのですが、この絵には、新しくできる道路の出発のところの高さが出ていない。そこところがすごくちょっと問題なのかなと。13ページだと18.63メートルというところと18.31メートルという先ほどの林のところとの点が、真ん中辺に位置するというふうに思われるのですが、勾配全体を先ほどの話だと見直していくというふうな形になるんだろうと思いますのでその辺のところも含めて全体的な勾配を考えながら先ほど品川委員からも話がありましたけれども、道路の幅員等も考えて緊急自動車が出動しやすい形というのが必要になると思いますので、そのところをしっかりと見ていただかないとですね、この場所を選定したことによって不自由になったのではちょっと困るというのが当然ありますので、その辺の例えば勾配はどの

辺を目標に考えているのでしょうか。

◎広委員長
課長。

●谷口都市計画課長

まだ園路自体の高さの設定もこれからでございますので、その辺は設計をして配置計画をして、その辺のどこまで縦断勾配を抑えられるかというのが課題でございますので、基本設計をして、いくつかスタディしてみた中で、勾配については決定いたしたい。いちおう基準の中には、その勾配でも収まっておりますが、なるべくゆるやかな勾配にいたしたいという形で今後の検討課題であるというようなことでございます。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員
消防のほうとしてはどんなんですか。その辺の勾配は。

◎広委員長
消防次長。

●大西消防次長

特に勾配に関しまして、今まで急な場合ですね、冬場凍結等でありまして管内にそういったところもございます。当然救急車が走行できないということもありました。一般的に出場する場合、何%という知識も持ち合わせておりませんが、どの辺でと、お答えするのは難しいのですが、最初の出足でございますので、あんまりあっては確かに問題が出てくる点はあろうかというところで御理解いただきたいと思います。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員
わかりました。その辺もしっかりとやっていただかないと、やっぱり事故があつてはいけませんのでよろしくお願いします。

それでもう1点、建築確認の話がありましたけれども、ここ本部庁舎と体験学習施設が一体で設計をされてつながっている状態になるのでしょうか。

◎広委員長
課長。

●谷口都市計画課長

基本的には今国土交通省と協議を進めているところでございますが、ひとつの建物として整備をいたしたい。ひとつの防災センター的な拠点施設として整備をいたしたいとこのように考えているところでございます。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

一体ということになりますと、都市公園の区切りと今回除外するという形の部分との当然境目ができるというふうになりますが、その辺のところの法的な問題は起こらないのですか。

◎広委員長
課長。

●谷口都市計画課長

この件につきましては、既に国土交通省と調整を行っております。公園区域の中で公園施設を造ると、あらかじめ都市計画決定の線が決まりますので、そこをベースとして建築設計を進めると、それが基本的なスタンスではなかろうかなと考えているところでございます。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

問題がなかったらいいのですが、普通であれば用途地域とかその辺の関係で支障があってくるといろいろと考え方が変わってきますから、その辺のところはどうなのかというのが心配だったのですが。

◎広委員長
課長。

●谷口都市計画課長

用途地域につきましては、都市計画審議会のほうで用途地域の変更案をお認めいただきました。後は決定告示待ちというような形になっておるところでございますが、ここにつきましては用途地域を外します。それから特定用途制限地域に切り替えます。ですので、用途規制はないというような形になります。

それと都市公園の区域の中でございますので、都市公園につきましては、先ほども常任委員会でも御審議いただきましたのですが、都市計画の公園の中は公園施設であるということで対象外、適用除外という形になりますので、目的は防災公園で倉田山公園を位置づけたいしておりますので、その防災公園の機能強化というふうなことで対応をさせていただきたいとそのような考えているところでございます。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、御協議願います案件は終わりましたので、協議会を閉会いたします。

(閉会 午後 0時 3分)